

「千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領」の一部改正について

令和4年4月1日
自然保護課狩猟・保護班

1 本取扱要領及び改正の背景について

県は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準を本取扱要領で定めている。

今回の改正は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、本県の鳥獣保護管理行政の基本的な指針として定めている千葉県鳥獣保護管理事業計画について、今般、第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（計画期間：令和4年度～令和8年度、以下「13次計画」という）が策定された事に伴い、文言を加除するものである。

2 パブリックコメントについて

今回の改正は、当課が行政手続法第39条第1項の規定により手続（パブリックコメント）を実施して策定した「13次計画」と実質的に同一の改正を行うものであり、千葉県行政手続条例第38条第4項第5号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

ただし、同条例第42条第5項（意見公募を実施しなかった場合の公示の義務）の規定に基づき、公にする必要があり、HP及び千葉県自然保護課で公開する。